

静岡県人事委員会は、会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1275

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（静岡県人事委員会規則7-1213）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 <u>フルタイム会計年度任用職員に対して令和5年1月1日から同年3月31日までの間に支給する給料に対する第2条及び第3条の規定の適用については、第2条第1項中「同表の給料表」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年静岡県条例第45号）第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第4条第1項及び静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡県条例第46号）第1条の規定による改正前の静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）第5条第1項に掲げる給料表（以下「改正前の給料表」という。）における同表の給料表」と、第3条第2項中「給料表」とあるのは「改正前の給料表」とする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。